

相談場所までお出かけが難しい方

ご自宅や施設などで
相談できる
場合があります。

出張相談のご案内

法的トラブルを
相談したい



〈出張相談の対象者〉

☆経済的にお困りの方（民事法律扶助の資力基準該当者）のうち以下の事情がある方

- ① 65 歳以上の方
- ② 障害のある方（心身に重度または中度の障害）
- ③ 相談場所が遠いなどやむを得ない事情がある方

無料で利用できます。法律相談担当者の旅費や相談料は法テラス高知が負担します。

たとえばこんな相談ができます



出張相談の
お申し込みはお電話で

★ご事情をお聞きし
ご利用いただけるか判断します。

法テラス高知
050-3383-5577
平日9時～17時（土日祝は休み）

法律相談担当者
（弁護士・司法書士）
を法テラスが見つめます

相談担当は〇〇弁護士に
決められました

相談者と相談担当者は
連絡を取り合って
相談日を決めます

来週の
〇曜日ですね

こんな時は法テラスにお問い合わせください

離婚の相談をしたいです。
あまり体調がよくないので、電話で相談をしたいのですが、できますか？

電話相談

はい。理由を問わず電話での相談を行っています。
ご希望の方はお電話で法テラス高知にお申し込みください。



高齢のため、外出が難しいです。事情がよくわっている息子に代わりに行ってもらえそうです。本人でなくても相談できますか。

代理相談

はい。病気、高齢、障害などのため外出が難しい場合、ご家族など代理の人が相談することもできます。法テラスは、ご本人が代理相談を希望されていることの意味確認をいたします。



施設の職員です。認知症の利用者の方に借金の督促状が届いています。会話はできる方ですが、ご本人が相談申し込みをするのは難しそうです。

特定援助



法律問題を抱えているけれども自ら行動することが難しい方のための相談方法です。お申し込みは、地方公共団体や福祉機関などの「特定援助機関」の方から承ります。詳しくは法テラス高知のホームページから「自治体・福祉機関等の方」をご覧ください。か、お電話でお問い合わせください。



法テラスの基準に合わない場合は、法律相談は利用できないのですか？

「民事法律扶助制度」での法律相談援助は収入・資産が一定額以下の方を対象としています。基準に合わない方には関係機関の相談窓口や、一般的な法制度などについて情報提供させていただく場合や、犯罪被害など内容によっては他の制度でご案内する場合もあります。法的トラブルがある場合は、法テラスに何か情報がないかお気軽にお問い合わせください。



法テラス高知
050-3383-5577
平日9時～17時（土日祝は休み）

